入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する次の委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　委託業務内容

（１）業 務 名　綱取ダム受変電設備保守点検業務委託

（２）仕　　様　別紙仕様書のとおり

（３）委託期間　契約の翌日から令和５年３月 31 日まで

（４）履行場所　盛岡市浅岸字二ツ森地内

２　入札参加資格

次の全てを満たすものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）一般競争入札参加申請書を期限までに提出した者であること。

（３）入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。

（４）岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から１ヶ月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

（６）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

（７）国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した受変電設備に関する保守点検業務又は受変電設備に関する工事について、平成 18 年４月以降の施工実績を有する者であること。

３　入札参加者に求められる事項

（１）入札参加者は、次の書類を令和４年５月 24 日（火）午前９時から令和４年６月２日（木）午後５時までに９（２）の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア　競争参加資格を証明する書類

一般競争入札参加申請書に、平成 18 年４月以降に国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した受変電設備に関する保守点検業務又は受変電設備に関する工事の施工実績を証明するものとして、各機関と交わした契約書の写しを提出すること。

（2）盛岡広域振興局長は、入札参加者が提出した書類の確認を行ない、その結果を、令和 4 年 6 月 6 日（月）までに通知するものとする。
なお、岩手県暴力団排除条例の施行に伴い、入札参加者から暴力団等を排除するため、暴力団等に該当するか否かについて、岩手県警察本部に照会する場合があること。

4　入札及び開札の日時及び場所等
令和 4 年 6 月 15 日（水）　13 時 30 分
（場所：盛岡広域振興局土木部流域治水室　綱取ダム管理事務所）
（1）入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
（2）入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
（3）入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
（4）その他詳細は、一般競争入札心得によること。

5　入札保証金に関する事項
入札に参加しようとする者は、入札書に記載する金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6　契約に関する事項
（1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
（2）落札者は、契約保証金として契約額の 10 分の 1 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
（3）契約保証金には、利息を付さない。
（4）契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
（5）契約条項は別添契約書(案)のとおりとする。

7　入札執行回数に関する事項
初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付することとし、その回数は初度の入札を含め３回を限度とする。

8　本説明書等についての疑義
（1）本説明書等について疑義がある場合には、令和 4 年 5 月 24 日（火）午前 9 時から令和 4 年 6 月 2 日（木）午後 5 時までの間に書面により盛岡広域振興局土木部流域治水室　綱取ダム管理事務所長まで申し出ることが出来る。
（2）前号の疑義に対する回答は、入札参加者に対し令和 4 年 6 月 6 日（月）までに FAX により送信する。

9　その他
（1）入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
（2）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号　020-0801　　岩手県盛岡市浅岸字二ツ森 25-34
盛岡広域振興局土木部流域治水室　綱取ダム管理事務所
電話番号 019－654－4055　　　　FAX019－654－4065